

# よくあるご質問

## 1 共通

Q 「住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯」とは具体的にどのような世帯ですか。

A 親（課税）に扶養されている大学生（非課税）の単身世帯や、子（課税）に扶養されている両親（非課税）の世帯などがあげられます。  
扶養を受けているか分からないときは、両親や子ども等のご家族に確認してください。

Q 住民税非課税世帯向けの給付、家計急変世帯向けの給付の両方の支給要件を満たす場合は、それぞれ支給を受けられますか。また、複数回支給を受けられますか。

A 本給付金のいずれかの給付を受けた世帯は、給付金の区分に関わらず、再度支給を受けることはできません。

Q 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（10万円）の支給を受けた場合は、本給付金を受けられますか。

A 本給付金は新たな給付制度であるため、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（10万円）を受けられた世帯でも、支給要件を満たす場合は本給付金の支給対象となります。

Q 生活保護を受けている場合は、本給付金を受けられますか。また、支給を受けられる場合は収入となりますか。

A 生活保護を受けられている場合も、このような状況におかれていることに変わりはないため、本給付金の支給対象となります。また、本給付金は収入として認定しません。

Q 外国人も本給付金を受けられますか。

A 外国人にかかわらず、令和4年9月30日時点で静岡市に住民登録がある方は給付対象者です。  
※住民登録が可能な在留資格  
中長期在留者・特別永住者・一時庇護許可者又は仮滞在許可者・出生による経過滞在者又は国籍喪失による経過滞在者

Q 租税条約に基づく免除により住民税均等割が課されないことになった場合は、本給付金を受けられますか。

A 租税条約に基づく免除により住民税均等割が課されないことになった者を含む世帯は、本給付金（住民税非課税世帯向けの給付及び家計急変世帯向けの給付）の支給を受けられません。

Q 世帯主以外の名義の口座を指定できますか。

A 代理申請（世帯主と同一世帯員又は、法定代理人に限る）の場合、代理申請者名義の口座を指定できます。代理申請の際は、世帯主と代理人それぞれの「本人確認証明書類」が必要です。さらに、法定代理人の場合は、世帯主と代理人との関係を証する書類も必要です。

## 2 住民税非課税世帯

Q 基準日（令和4年9月30日）の翌日以降に世帯分離をした場合は、本給付金を受けられますか。

A 世帯は基準日時点で判定するため、基準日の翌日以降に世帯分離を行ったとしても分離前の世帯と同一世帯とみなします。そのため、分離前の世帯で本給付金を受けられた場合、分離後の世帯では支給を受けられません。

Q 課税対象となる給付金や一時的な所得増（土地譲渡所得等）により課税されている場合には、何らかの配慮がありますか。

A 通常の見取りと同様、令和4年度の課税状況に基づき判断します。  
ただし、住民税非課税世帯向けの給付金の対象にならなくても、予期せず家計が急変し収入の減少があった場合は、家計急変世帯向けの給付金の対象になる場合があります。

## 3 家計急変世帯

Q 「予期せず家計が急変」とは、どのような場合が該当しますか。

A 「予期せず家計が急変」したことには、定年退職による収入の減少や、季節性のある事業活動による一時的な収入の減少等、収入のないことがあらかじめ分かっていることは該当せず、思いがけず収入が減少したことを指します。

Q 収入要件は、世帯員個人ごとに判定しますか。

A 世帯としての収入の合計ではなく、世帯員個人ごとに判定します。

Q 退職や廃業により収入がない場合、どのような書類を添付しますか。

A 令和4年1月以降に離職、廃業したことがわかる、以下のいずれかの書類を提出ください。

- ・離職票のコピー
- ・離職証明書のコピー
- ・雇用保険受給資格者証のコピー
- ・廃業届（税務署の受付印のあるもの）のコピー

Q 収入を証明する書類を用意できない場合、どうしたらよいですか。

A 収入を証明する書類がない旨を申立書に記入し、提出していただきます。  
申立書の送付希望は、静岡市給付金コールセンター（0120-293-025）までご連絡ください。